

## お申込み確認シート

内容を確認していただいた項目にチェック☑してください。

確認事項		チェック欄	
入園申込みについて	1	申込み前に、「磐田市保育園等入園案内」を必ずお読みください。	
	2	申請内容が事実と異なる場合や入園時の状況と異なる場合は、支給認定及び内定を取消される場合があります。	
	3	幼稚園保育園課の入退園、保育料賦課徴収等の事務に必要な場合、次の個人情報を確認することに同意します。 ※必要とする情報：住所、世帯構成、世帯の課税状況、児童扶養手当受給、特別児童扶養手当受給、身体障害者手帳、療育手帳、生活保護受給等にかかる情報	
	4	保育を必要とすることを証明する書類の内容について、発行元に照会することがあります。	
	5	申請児童のアレルギーや障がいについては、程度に関わらず必ず申出てください（「保育園等入園調査書」の「児童の状況等」に必ず記載してください。）。	
	6	申請児童に重篤なアレルギー、病気や障がいなどがある場合は、必ず事前に利用希望園等を訪問し、受入れ状況を確認した上で申込みをしてください（訪問園等への優先利用を約束するものではありません。）。	
	7	申込み状況に変更があった場合は、必ず幼稚園保育園課へ連絡してください。	
	8	希望園を変更する方は、変更期間内に申請してください。	
	9	育児休業中に入園申込みする場合は、入園した月内に就労を開始することが条件となります。職場復帰後「復職証明書」を提出してください。入園後も引き続き育児休業を取得する予定の方は、保育を必要とする事由に該当しないため、入園申込みはできません。	
	10	正当な理由なく希望保育施設の入園内定を辞退するなど、公正な選考に支障を来す様な行為を行った場合は、年度内の調整点数が指数表のとおり、減点になります。なお、内定を辞退された方には「保育園等入園保留通知書」は交付することができません。	
	11	入園の意思がなくなった場合は、取下げ手続きをしてください。	
	12	今回の入園申込みの有効期間は、年度末までです。翌年度以降も引き続き保育園等に入園を希望される場合は、再度、申請書の提出が必要です。	
	13	申請書の写しが必要な方は、事前にコピーをお取りください。提出後は、申請書をお返しすることができません。	
入園後について	1	保育を必要とする事由がなくなった場合や市外に転出した場合は、月末で退園となります。	
	2	退園する場合には、早急に園又は幼稚園保育園課に退園届を提出してください。	
	3	保育料の日割り計算はありません。月途中の退園でも、1か月分の保育料がかかります。	
	4	保育を必要とする事由については必要に応じ調査し、書類の提出をお願いすることがあります。	
	5	お子様が保育園等に慣れるまで、ならし保育（保育時間の短縮）を実施させていただきます。	
	6	保育を必要とする事由や家庭状況等（住所、同居、別居など）が変更になった場合は、速やかに園又は幼稚園保育園課に「児童の家庭状況等変更届」を提出してください。	
	7	保育必要量の変更を希望する場合は、期日（毎月20日までの申請が翌月から反映）までに申請してください。	
	8	出産休暇・育児休業を取得する場合には、園又は幼稚園保育園課へ証明書を提出してください。育児休業取得後、出産前の勤務先に復職できない場合は退園となります。	
	9	保育料、給食費は、必ず期限内に納付してください。	

上記事項について、全て確認し承諾します。

令和 年 月 日

保護者署名： \_\_\_\_\_